

役員報酬等支給規程

(趣 旨)

第1条 常勤役員（以下「役員」という。）の報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬等の種類)

第2条 役員報酬等は、本俸、期末手当、燃料手当、交通費補助、医療費補助および役員退任慰労金とする。

(本 俸)

第3条 役員の本俸は、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(就任、退任時の本俸の支給)

第4条 月の途中において、新たに役員に就任し、または退任した場合のその月分の本俸の支給は、職員の給与規程の例による。

(本俸の支給日および支給方法)

第5条 役員の本俸の支給日および支給方法は、職員の給与規程の例による。

(期末手当)

第6条 役員期末手当の支給額は、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

2. 月の途中において、新たに役員に就任し、または退任した場合の期末手当の支給は、職員の給与規程の例による。
3. 役員期末手当の支給月および支給方法は、職員の給与規程の例による。

(燃料手当)

第7条 役員燃料手当は、職員の燃料手当給与規程の例による。

(交通費補助)

第8条 役員交通費補助は、職員の交通費補助規程の例による。

(医療費補助)

第9条 役員医療費補助は、職員の医療費補助規程の例による。

(役員退任慰労金)

第10条 役員退任慰労金は、役員退任慰労金支給規程による。

付 則

[制定 平成17年7月1日]
改正 平成20年1月11日
改正 平成21年8月12日
改正 平成27年12月28日